

○内閣府告示第 号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第五十号）第九条の二第一項に基づき、内閣総理大臣が定める金額を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第九条の二第一項の内閣総理大臣が定める金額は、同項の人工衛星の打上げが、H2A202を用いて種子島宇宙センターの吉信大型ロケット第1射点から行われる場合については六十億円とし、H2A204を用いて種子島宇宙センターの吉信大型ロケット第1射点から行われる場合については八十四億円とし、イプシロンロケットを用いて内之浦宇宙空間観測所のM型ロケット発射装置から行われる場合については三十億円とし、H3-30を用いて種子島宇宙センターの吉信大型ロケット第2射点から行われる場合については六十九億円とし、H3-22を用いて種子島宇宙センターの吉信大型ロケット第2射点から行われる場合については九十九億円とし、H3-24を用いて種子島宇宙セ

ンターの吉信大型ロケット第2射点から行われる場合については百三十五億円とし、カイロスを用いてスペー
スポーツ紀伊の射点から行われる場合については二十四億円とする。